

市役所からの お知らせ

国民年金

国民年金保険料の退職（失業）による特例免除

日本国内に住む20歳以上60歳未満の方が会社を退職（失業）されたときは、国民年金の第1号被保険者へ変更となり、保険料の納付が必要となります。しかし、退職（失業）により保険料の納付が困難な場合には、本人の申請によって保険料を免除される特例免除制度が設けられています。対象は退職（失業）された方で、審査の対象となる本人所得を除外して審査を行い、保険料の納付が免除されます。（ただし、配偶者・世帯主

に一定以上の所得があるときは、免除が認められない場合があります）
必要書類等

①年金手帳または基礎年金番号がわかるもの（通知書等）

②失業したことが確認できる公的機関の証明の写し（雇用保険受給資格者証・雇用保険被保険者離職票等）

申請・問合せ先 「国民年金保険料免除・納付猶予申請書」を市民課 ☎(275) 6241または堺西年金事務所 ☎(243) 7900へ提出

国民年金保険料の改正

令和4年4月分～令和5年3月分の国民年金保険料が次のとおり改正されました。

▼新しい保険料（月額）

- ・保険料：1万6590円
- ・4分の1免除：（1万2440円納付）
- ・半額免除：（8300円納付）
- ・4分の3免除：（4150円納付）

問合せ先 市民課 ☎(275) 6241または堺西年金事務所 ☎(243) 7900

税

路線価を公開しています

税務課では納税者の皆さんに固定資産税の評価に対するご理解を深めていただくため、評価の基礎になる路線価を公開しています。

※路線価：街路に沿接する標準的な画地の1㎡あたりの価格

問合せ先 税務課 ☎(275) 6109

地価公示価格の閲覧

令和4年の地価公示価格が国土交通省から発表されています。

地価公示価格とは、国土交通省が全国の標準的な土地を選んで、その適正な価格を皆さんにお知らせするもので、税務課・市役所2階行政資料コーナー・図書館で閲覧できます。

問合せ先 税務課 ☎(275) 6109

固定資産課税台帳の閲覧

令和4年度固定資産課税台帳が閲覧できます。閲覧する場合には、納税通知書や運転免許証などの本人確認ができるものが必要です。なお、代理人等はこれらに加えて委任状等も必要となります。

また、所有者、納税義務者及びこれらの者から委任を受けた者に加えて、借地借家人等についても、その使用または収益の対象となる部分に限り、固定資産課税台帳を閲覧することができます。なお、借地借家人等については、当該資格を証する書類（賃貸借契約書等）が必要です。

問合せ先 税務課 ☎(275) 6109

市税の納付は必ず納期限内に

市税は市の財政運営において大切な財源です。納期を過ぎると延滞金等が加算されますのでご注意ください。令和4年度の市税の納期は次の表のとおりです。

令和4年度 市税の納期限		
対象税目	期別	納期限
固定資産税 都市計画税	全期前納	令和4年5月31日
	第1期分	令和4年5月31日
	第2期分	令和4年8月1日
	第3期分	令和4年12月20日
	第4期分	令和5年2月28日
市・府民税 (普通徴収)	全期前納	令和4年6月30日
	第1期分	令和4年6月30日
	第2期分	令和4年8月31日
	第3期分	令和4年10月31日
	第4期分	令和5年1月31日
軽自動車税	全期	令和4年5月31日

なお、固定資産税・都市計画税並びに軽自動車税の納税通知書は5月上旬、市・府民税の納税通知書は6月上旬に送付します。

問合せ 税務課 ☎(275) 6094

市・府民税の申告期限を4月15日まで延長します

新型コロナウイルス感染症の影響により申告が困難な方は、期限を4月15日まで延長します。申告場所は市役所(本館1階)税務課市民税係に変更となりますので、ご注意ください。

問合せ 税務課 ☎(275) 6097

国民健康保険

新しく国保に加入する方へ

新しく国民健康保険に加入した場合の保険料の計算は、資格取得日(健康保険の資格を喪失した日、健康保険の扶養家族から外れた日、転入日など)からです。この日から14日以内に資格喪失証明書・離職票等を持参のうえ、届け出なければなりません。遅れると資格取得日まで最高2年間さかのぼって保険料を支払わなければなりません。また、理由無く遅れた場合、その間の医療費は全額自己負担となりますのでご注意ください。

ください。

問合せ 健幸づくり課

☎(275) 6374

国民健康保険料の軽減判定について

軽減判定所得が基準以下の場合、保険料の均等割と平等割が次のとおり軽減されます。

所得の判定区分	軽減割合
同一世帯内の被保険者と世帯主(被保険者でない方も含む)の総所得等の合計額 【基礎控除額(43万円)+10万円×(給与所得者等(※1)の数-1)】を超えないとき	7割
【基礎控除額(43万円)+28万5千円×(被保険者数)+10万円×(給与所得者等(※1)の数-1)】を超えないとき	5割
【基礎控除額(43万円)+52万円×(被保険者数)+10万円×(給与所得者等(※1)の数-1)】を超えないとき	2割

※1…給与所得者等は次のいずれかの条件を満たす方①給与等の収入が55万円を超える、②65歳未満かつ公的年金等収入が60万円を超える

令和4年度 国民健康保険料の改定

保険料は、所得に応じてかかる所得割、世帯員数に応じてかかる均等割、加入者の世帯に平等にかかる平等割の3つを医療保険分、後期高齢者支援金分、介護納付金分のそれぞれで計算し、さらにそれらを総合計して各世帯ごとに決められます。

令和4年度の保険料が決定したので、お知らせします。 問合せ 健幸づくり課 ☎(275)6374

令和4年度 改定後の国民健康保険料

	医療保険分	後期高齢者支援金分	介護納付金分
所得割	8.71%	2.66%	2.48%
均等割	31,854円	9,426円	18,306円
平等割	32,105円	9,500円	—
最高限度額	630,000円	190,000円	170,000円

る、③65歳以上かつ公的年金等収入が125万円を超える

※2…基礎控除額等は、税法改正等により変動する場合があります。

※3…軽減判定するときの総所得金額等には、専従者控除、譲渡所得の特別控除に係る部分の税法上の規定は適用されません。

※4…年金収入につき公的年金等控除を受けた65歳以上の方については、公的年金等に係る所得金額から15万円を控除して軽減判定を行います。

問合せ 健幸づくり課

☎(275) 6374

後期高齢者医療

令和4年度

後期高齢者医療保険料について

▼大阪府令和4年度の保険料率

年間保険料(限度額66万円) ÷ 被保険者均等割額(被保険者1人あたり5万4461円) + 所得割額(被保険者の所得×所得割率11・12%)

▼保険料の軽減

世帯の所得水準に応じて保険料の

被保険者均等割額(年額5万4461円)が表のとおり軽減されます。

所得の判定区分	軽減割合	令和4年度の軽減後均等割額(年額)
同一世帯内の被保険者と世帯主(被保険者でない方も含む)の総所得等の合計額 【基礎控除額(43万円)+10万円×(給与所得者等の数(※1)-1)】を超えないとき	7割	16,338円
【基礎控除額(43万円)+28万5千円×(被保険者数)+10万円×(給与所得者等(※1)の数-1)】を超えないとき	5割	27,230円
【基礎控除額(43万円)+52万円×(被保険者数)+10万円×(給与所得者等(※1)の数-1)】を超えないとき	2割	43,568円

※1…給与所得者等は次のいずれかの条件を満たす方①給与等の収入が55万円を超える、②65歳未満かつ公的年金等収入が60万円を超える、③65歳以上かつ公的年金等収入が125万円を超える

※2…基礎控除額等は、税法改正等により変動する場合があります。

※3…軽減判定するときの総所得金

額等には、専従者控除、譲渡所得の特別控除に係る部分の税法上の規定は適用されません。

※4…年金収入につき公的年金等控除を受けた65歳以上の方については、当面公的年金等に係る所得金額から15万円を控除して軽減判定を行います。

なお、軽減対象となる方の判定は、所得情報に基づいて行うので、申請の必要はありません。ただし、所得情報がない場合は後期高齢者医療担当窓口への簡易申告等が必要です。

また、後期高齢者医療制度に加入する前日において、会社の健康保険や共済組合、船員保険の被扶養者であった方は、当面の間、所得割額は課されず、資格取得後2年間は均等割額の5割が軽減されます。なお、世帯の所得に応じた均等割額の軽減割合が上表の7割に該当する方はその軽減割合が適用されます。

※国民健康保険・国民健康保険組合に加入されていた方は対象となりません。

問合せ 健幸づくり課 ☎(275)

6392または府後期高齢者医療広域連合資格管理課 ☎06(4790)2028

後期高齢者医療保険の医療費の窓口負担割合が変わります

国民皆保険を未来につないでいくため法律が改正され、医療費の負担割合が見直されました。10月1日から住民税課税標準額が28万円以上の方で一定以上の所得の被保険者の方は現役並み所得者を除き2割負担となります。また、2割負担になる方には、施行後3年間は外来の月々の負担増加額が3000円までとなる配慮措置があります。

詳しくは、市または府後期高齢者医療広域連合ホームページでご確認ください。

問合せ 健幸づくり課 ☎(275)

6392または府後期高齢者医療広域連合給付課 ☎06(4790)2031

健康診査・人間ドック費用の助成・歯科健診

▼健康診査

府後期高齢者医療制度の被保険者の方に対して、4月下旬～5月上旬にかけて健康診査受診券を送付します。（令和4年度中に75歳になる方には、誕生月の翌月に送付します。）受診券に記載されている有効期限までに指定医療機関等で受診してください。（年度中に1回）

受診の際は、事前に医療機関等へお問い合わせのうえ、受診券と被保険者証を忘れずにお持ちください。

ただし、長期入院中や施設入所の方は、病院・施設において健康管理が図られているため、健康診査の対象から除いています。なお、退院・退所等で状況に変化があった場合は受診券を発行しますので、お問い合わせください。

▼人間ドック費用の一部助成

府後期高齢者医療制度の被保険者の方に人間ドックの費用の一部を助成しています。助成を受けるには、健康づくり課へ必要書類を持参し、

申請してください。なお、助成を受けられる回数は年度中1回、2万6000円を上限としています。

必要書類 人間ドックの領収書、検査結果通知書等の写し、被保険者証、
□座情報かわかるもの、印鑑

▼歯科健診

広域連合が指定する歯科医院等で無料で受診できるので、積極的に受診してください。（年度中に1回）

対象者には4月下旬頃に歯科医院リストを送付します。健診を受診される場合は、リスト記載の医院に事前にお問い合わせのうえ被保険者証を忘れずにお持ちください。

ただし、次の条件に該当する方は、歯科健診の対象外となります。

- ①病院または診療所に6ヶ月以上継続して入院中の方
- ②特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、養護老人ホーム、障がい者支援施設などの施設に入所または入居している方

問合せ先 健康づくり課 ☎(275) 6339

2または府後期高齢者医療広域連合
給付課 ☎06(4790)2031

介護保険

介護保険料 仮徴収額通知書を送付

介護保険料は、前年の所得金額をもとに決定します。令和4年度の年間保険料は、令和3年中の所得確定後の7月に決定しますので、それまでは令和2年中の所得をもとに算出した仮徴収(暫定賦課)の保険料を納めていただきます。

▼特別徴収

老齢・退職・遺族・障害年金を月額1万5千円以上受給されている第1号被保険者（65歳以上）の方は、年金から引き落とし（特別徴収）されます。なお、仮徴収期間（4月・6月・8月）の月割保険料は、本年2月に引き落とされた保険料と同額を徴収します。10月以降の保険料は、7月に決定される年間保険料額から仮徴収期間に徴収する保険料を差し引いた額となり、10月～翌年2月の期間で徴収します。

特別徴収の方の仮徴収額通知書は送付しませんので、ご了承ください。

▼普通徴収

特別徴収以外の方は、納付書や口座振替等で納めていただきます。

仮徴収期間の月額保険料は、前年度の保険料をもとに暫定賦課しており、7月に年間保険料を決定し、仮徴収期間の保険料を差し引いた額を7月～翌年3月の本徴収期間で徴収します。

問合せ先

健康づくり課
☎(275) 6329

各種

カラスによるごみの被害を防ぐために

カラスなどによってごみが散乱する被害が増えています。こうしたごみの被害を防ぐために次の対策を心がけましょう。

対策 生ごみを減らす・生ごみが外から見えないようにする・防鳥ネットやごみ箱を使う

問合せ先

環境政策課
☎(275) 6266

飼犬登録と狂犬病の予防注射

飼犬は生後3か月を過ぎると、飼犬登録と年1回の狂犬病の予防注射が必要です。予防接種はお近くの動物病院で受けることができます。

詳しくは市ホームページをご覧ください
ただくか環境政策課 ☎(275) 6266
6までお問い合わせください。

野良猫にエサを与える前に

野良猫にエサを与えて残ったエサやトイレの片付けをしないと、残ったエサが散らかったり悪臭が発生する等、周囲の方に迷惑がかかります。また、エサを与えられた猫が不妊去勢手術を受けていないと、子猫をたくさん生んでしまいます。不特定の方にエサを与えることは猫の健康面からも良いことではありません。エサを与える前に考えてみましょう。

問合せ 環境政策課
☎(275) 6266

セアカゴケグモにご注意を！

見かけたら…素手で捕まえたり、触ったりしないで駆除する。

駆除の方法…クモは踏みつぶすか市販の殺虫スプレー(クモ用またはゴキブリ用)を噴霧する。卵のうは、踏みつぶすか焼却する。

もし、かまれたら…患部を流水でよく洗い、早く病院で治療する。可能であれば、かんだクモは殺して、病院に持っていく。

問合せ 環境政策課
☎(275) 6266

普通ごみ処理券を上手に使うために

毎回使用するごみ袋を45リットルから30リットルにするなど普段使う袋よりも1つ小さいサイズとなるよう工夫することで、1年間で普通ごみ処理券約100枚の節約となります。ごみの量に合った大きさの袋を使うようにしましょう。

問合せ 環境政策課
☎(275) 6266

消費生活センターだより

管理会社の依頼？ 引っ越し直後の訪問販売

引っ越したばかりの新築マンションに「管理会社の依頼で換気扇の説明をする」との訪問があり、そのようなこともあるのかと思い部屋に入ることを了承した。30分以上使用方法を説明された後、換気扇フィルターの購入を勧められ、約1万5千円を支払った。高額だし、よく考えると不審だ。クーリング・オフしたい。(当事者:学生 男性)



引っ越し直後は荷解きや手続きなどで忙しく、新しい生活にも不慣れな時期であり、いつもより冷静に判断できなくなりがちです。突然訪問を受け「管理会社の依頼で」「周りみんな契約している」などと言われても、事業者の話だけを信じてすぐに契約しないようにしましょう。事業者の話について少しでも疑問に感じたら、管理会社などに確認しましょう。

※2022年4月から18歳で大人に! 一人で契約ができる反面、原則として一方的にやめることはできません。成年になったばかりの若者にどんな消費者トラブルがあるのか知っておくこともトラブル回避に役立ちます。

困ったときは、
消費生活センターへ
☎(267) 5501

場所 市役所本館2階
時間 9:00~16:45
休館日 土・日曜日、祝日

※休館日は「消費者ホットライン」
☎188へお問い合わせください

※国民生活センター「子どもサポート情報 第180号」から抜粋・イラスト黒崎玄

重度障がい者の方などにタフシ ー等利用料金助成券を交付

対象 身体障害者手帳（1・2級）

や療育手帳A、特定医療費（指定難病）受給者証、小児慢性特定疾病医療受給者証のいずれかの交付を受けている方

申請・問合せ先 対象となる手帳または医療受給者証を持参し、高齢・障がい福祉課 ☎（275）6294へ

マイナンバーカードの時間外交付について

交付通知書（はがき）を受け取られた方で、業務時間中に窓口に来ることができない方は、次の日程でマイナンバーカード（個人番号カード）を受け取ることができます。

日時 4月24日（日）午前9時～正午

場所 市役所（本館1階）

※マイナンバーカードの交付以外のお手続きはできません。

問合せ先 市民課 ☎（275）6212

みんないっしょに生きる社会を

まっぼっくり

ようご 人権擁護委員

「人権」とは、「人間が人間らしく生きていく権利で、全ての人が生まれながらにして持っている権利」です。誰にとっても身近で大切なものであり、守られなければならないのです。しかし、現実の社会では、いじめ、暴行、虐待、差別、プライバシーの侵害、セクシュアル・ハラスメント、インターネット上での誹謗中傷など、たくさんの人権問題が発生しています。

このような問題に取り組むため、国民の人権擁護に携わる国の行政機関として、法務省に人権擁護局が設けられています。人権擁護委員は、国民の基本的な人権を守り、また、人権が大切なものであることを国民に知ってもらうため、法務大臣から委嘱された民間のボランティアの方々です。

人権擁護委員制度は、さまざまな分野の方々が、地域の中で人権尊重の思想を広め、住民の人権が侵害されないように配慮し、人権を擁護していくことが望ましいという考えから創設されたものであり、諸外国にも例

を見ないものです。現在、約1万4千名の委員が全国の各市町村に配置され、積極的な活動を行っており、高石市では7名が活躍されています。

人権擁護委員は、法務局における人権相談所に加え、市役所等の公共施設、社会福祉施設やデパート等においても、特設人権相談所を随時開設して、住民からの人権相談に応じています。また、相談等を通じて、被害

者から「人権を侵害された」という申告等があった場合は、法務局職員と協力して、人権侵犯事件の調査に当たったり、当事者の関係を調整したりして、事案の円満な解決を図っています。さらに、地域の皆さんに人権について関心を持ってもらえるような人権啓発活動を実施しています。高石市では「人権の花運動」として小学校にチューリップの球根等を配布し、人権擁護委員が子どもたちに命の大切さや相手への思いやりなどを伝えていきます。

「子どもの人権 SOS ミニレター」（便箋兼封筒）は、電話で

は相談しにくい、勇気がいるなどといった、子どもたちの気持ちに配慮した手紙による人権相談です。全国の小・中学生に配布しています。人権擁護委員は、届いた手紙から子どもたちの想いを読み取って返事を書くなど、子どもたちの心に寄り添い、事案に応じて、子どもたちの声を救済に結び付ける取り組みを行っています。

全国人権擁護委員連合会は、人権擁護委員法が施行された日（昭和24年6月1日）を記念して、毎年6月1日を「人権擁護委員の日」と定め、この日の前後に特設人権相談所の開設や地域住民の皆さんに人権への理解を深めてもらうために、人権啓発活動を全国各地で実施しています。

人権擁護委員は、あなたの街の相談パートナーです。相談は無料で秘密は保持されますので、困ったことがあったら、お気軽に相談してみたいかがでしょうか。

人権推進課

☎（275）6279